

佐久水道新聞

No.127

2020年(令和2年)

3月1日発行

発行/佐久水道企業団

E-mail info@sakusuidou.or.jp

▶主な目次

台風第19号による被害について ……(2)
減免のお知らせ、跡部区防災訓練、雫 ……(3)
議会だより、女性水の会視察、施設見学 ……(4)

企業団からのお知らせ ……(5)
水道施設の被害状況等について ……(6)



R200

この新聞はエコマーク認定の古紙配合率80%の再生紙を使用しています。

台風第19号による被害で水道管が破損や流失した箇所は、仮設配管からの配水をしています。



流失した東御市の切久保橋

佐久穂町大日向 配管状況【仮設配管(左)・既設管(右)】

台風第19号による被害について

昨年10月に発生した台風第19号は11日から13日にかけて記録的な大雨により甚大な被害をもたらしました。犠牲になられた方のご冥福を心よりお祈りし、被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、長期間断水が発生しましたことにつきましてお詫び申し上げます。
企業団においても各地で河川氾濫による堤防道路崩壊に伴い水道管等に大きな被害を受けました。管内の被災状況や復旧の状況等をお伝えします。

佐久市常和地区

田子川の氾濫により常和橋下の右岸道路が流失した影響で配水管の継手が離脱し、73戸が断水しました。
離脱した箇所をつなぎ直し10月17日に給水を再開しました。



▲田子川の氾濫状況

佐久市入澤地区

谷川の氾濫により右岸道路が断続的に流失した影響で配水管が多くの箇所で離脱や破損をし、92戸が断水しました。

給水を再開するために、残った配水管から仮設配管し、谷川下流より順々に通水し10月18日に断水を解消しました。

東御市大日向地区

鹿曲川に架かる切久保橋が流失し、添架してあった配水管も流失しました。それより先への水の供給ができなくなり、大日向、島川原、布下で421戸が断水しました。

切久保橋の下流にある御八城橋へ仮設配管し、10月19日に断水を解消することができました。

佐久穂町大日向地区

大日向3区・4区の抜井川右岸の堤防道路が決壊し、配水管が流失したため、都沢配水池からの水の供給ができず、大日向、余地、川久保、畑ヶ中地区で770戸が断水になりました。4か所で配水管が流失したため、仮設配管に時間を要し、11月1日に復旧しました。



▲つなぎ目が抜けてしまった管

佐久穂町余地地区

耐震管の特性を發揮

余地川の左岸堤防道路が洗掘され、送水管と配水管が広範囲に露出したり土砂に埋まり破損したと思われました。

しかし、この水道管は、昨年度耐震管へ布設替えをしており、地震などで地盤が動いても伸縮性があるため、継手部の離脱が無く、外傷にも

対応状況

強い特徴があります。
そこで、状況を確認しながら通水をしたところ、漏水はなく使用することができ、耐震管の性能の高さが証明されました。

この台風による被害で1,564戸が断水になりました。断水を解消するため、別の配水池から配水したり、水道工事業者の協力を得て漏水修理や仮設配管で水の供給を徐々に再開し、断水範囲を縮小してまいりました。

また、断水地区へは、給水車での給水袋の配布や公会場等に拠点給水として給水タンクや消火栓を利用した給水栓の設置をするなどして対応してまいりました。

皆様のご理解とご協力により11月1日にすべての地区で断水を解消することができました。改めて深く感謝申し上げます。

今後の復旧については河川改修・道路復旧に合わせて本管の布設を行うていく予定です。

また、地震や風水害に強い水道施設の更新を計画的に進めるとともに、安全・安心な水の安定供給に一層努めてまいります。

令和元年台風19号で被災された方々への水道料金の減免について

次の要件を満たす場合には減免を受けることができます。

減免制度が適用される方	減免期間及び減免内容	申請時必要書類
①被災した住宅や家財の洗浄で水道を使用した方	2ヶ月分の水道料金の使用水量分の金額を減免 (基本料金のみのご請求)	①～③の方に共通で提出をお願いしているもの ・減免申請書 ・被災された場所の罹災証明書(写)、被災届出証明書(写)、被災状況写真のいずれか ①の方 ・清掃状況写真 ②の方 ・漏水状況写真 ・修繕証明書、修理の領収書(写)、自己修繕報告書のいずれか ③の方 ・転居先の賃貸契約書(写)や公営住宅の使用許可書(写)など 転居先住所と契約者名が確認できる書類
②洪水・土砂崩れ等により給水管が破損し漏水してしまった方		
③自宅が被災して転居を余儀なくされた方(※別居の親族のところに同居された方は対象外となります)	6ヶ月分の水道料金の使用水量分の金額を減免 (基本料金のみのご請求)	

減免制度の申請期限は、**令和2年7月31日まで**です。詳しくは担当の業務係(0267-62-4333)へお問い合わせいただくか、企業団のホームページ下部のトピックス <http://www.sakusuidou.or.jp/> をご覧ください。

跡部区が防災訓練のため企業団へ訪れました。

令和元年9月29日に跡部区で防災訓練が実施されました。企業団と跡部区は昨年度に災害協定を締結しており、災害で避難する際に最寄りの避難所には少し距離があるため、企業団は一時的に避難場所として提供する内容となっています。

協定を締結してから初めて実施する訓練のため、区民の皆様には一時避難場所として認識をし、経路を確認していただきました。



▲大会議室への避難訓練している様子

佐久水道の水源はほとんどが地下水を水源にしております。地球上の水の量はおよそ14億立方キロメートル、うち約97・5%が海水、残り約2・5%が淡水であります。この淡水のうち地下水は地球上の全水量のわずか0・76%にすぎません。このわずかな地下水に、日本人はどの程度頼っているのでしょうか。年間824億立方メートルの水使用量のうち、河川水が727億立方メートル、地下水が97億立方メートルであり、地下水依存率は11・8%であります。河川水に比べ使用量は少ないが、地下水は多様な「機能」によって、私たちの生活に直接、間接に恵みをもたらし、さまざまな形で資源として活用されております。地下水は自然環境の安定化や災害の防止・低減といった働きをし、さらに資源として利活用が可能な特徴(優位性)をもちます。その一方で地下水の異常な減少や増加は、生態系破壊、地盤沈下や地すべり災害、土壌汚染物質の拡散といった深刻な問題を引き起こします。地下水の本来の機能を維持し、さらに持続可能な資源としての恵みを受するためにも、広い視野で地下水利用のあり方を考えていかなければなりません。



議会だより

御代田町議会において議会構成が行われ、池田健一郎議員、小井土哲雄議員が佐久水道企業団議会議員に選出されました。
議会構成については左記のとおりです。

【議会構成】(敬称略)

議長 小林 貴幸 (佐久市)
副議長 岡部 勝一 (佐久穂町)

◎総務常任委員会 (6名)

委員長 青木 周次 (東御市)
副委員長 和嶋 美和子 (佐久市)
委員 倉澤 陽一 (佐久穂町)
小林 貴幸 (佐久市)
高橋 良衛 (佐久市)
池田 健一郎 (御代田町)

◎施設常任委員会 (6名)

委員長 三石 義文 (佐久市)
副委員長 清水 秀三郎 (佐久市)
委員 岡部 勝一 (佐久穂町)
内藤 祐子 (佐久市)
吉川 友子 (佐久市)
小井土 哲雄 (御代田町)

◎議会運営委員会 (5名)

委員長 小井土 哲雄 (御代田町)
副委員長 高橋 良衛 (佐久市)
委員 倉澤 陽一 (佐久穂町)
三石 義文 (佐久市)
青木 周次 (東御市)

令和元年第2回議会

臨時会議案審査結果

人事案1件の議案が提出され、審議の結果、同意されました。

【人事】

◎監査委員の選任について

▼池田健一郎氏 (御代田町) を選任

令和2年第1回議会

定例会議案審査結果

条例案1件、予算案1件の議案が提出され、審議の結果、いずれも原案どおり可決されました。

【条例】

◎地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

▼会計年度任用職員の任用等に関する制度及び給付について定めるもの。

【予算】

◎令和2年度佐久水道企業団水道事業会計予算について



平瀬浄水場での視察状況

◆佐久水道女性水の会視察研修

佐久水道女性水の会では、水道の実情を知り、水道への知識と関心を深めるため、先進事業体の視察研修を行っています。

今年度は、11月6日(水)に18名の方にご参加をいただき、山梨県の甲府市上下水道局の平瀬浄水場を視察しました。

平瀬浄水場は、標高2,592mの国師ヶ岳の山中から流れ出る荒川の水を取水し、浄水処理をしてから甲府市内と甲斐市の一部へ給水をしている山梨県内で一番大きい浄水場です。

会員の皆様には、施設の概要や浄水方法について説明を受けその水を味わい、水道について関心を高めていただきました。

◆佐久市中央隣保館施設見学

10月8日(水)に佐久市中央隣保館の皆さんが大石水源を見学に訪れました。

参加された皆さんは職員の説明に熱心に耳を傾けて関心を持たれていました。

また、大石水源の水を堪能していただきました。



大石水源で説明を聞く皆さん

◆取出町いきいきサロン施設見学

10月11日(金)に取出町いきいきサロンの皆さんが五斗水水源を訪れました。

普段入れない水源地を見学し、原水を試飲していただきました。施設の概要や水道について興味を示されました。



敷地内の分水井の前で試飲する皆さん

～業務係からのお知らせ～ ☎0267-62-4333

●お引越しのときは、届け出が必要です。次の内容をお知らせください。

- 水道の使用を**中止**したい
 - ・お客様番号または水道を中止する場所のご住所（お客様番号は検針のお知らせ等にありませす）
 - ・水道のご契約者様のお名前
 - ・転居先のご住所とお電話番号
 - ・水道の使用を中止する日
- 水道の使用を**開始**したい
 - ・水道を使用する場所のご住所（お客様番号）
 - ・水道を契約される方のお名前とお電話番号
 - ・水道の使用を開始する日



3月、4月は大変混み合いますので、使用開始日にご連絡をいただくと、当日中に対応できない場合があります。水道の使用開始、中止は営業日にお早めにご連絡ください。

●令和2年4月1日から改正民法が施行されます。

改正後の民法では「定型約款」という概念が新設されています。

約款とは、電気やガス、インターネットなどを契約する際の契約条件や利用規約に当たります。従来より、水道をご利用いただくお客様と企業団との給水契約は、佐久水道企業団水道条例及び同施行規程等に基づいて契約を締結しておりますが、佐久水道企業団水道条例及び同施行規程等が「定型約款」となります。これら水道条例及び同施行規程はホームページで公表しておりますので、ぜひご確認ください。

佐久水道企業団例規集 <http://www.sakusuidou.or.jp/reiki/reiki.html>

今回の民法改正により新たに合意書を求めることはありませんので、企業団職員をかたったなりすまし詐欺にご注意ください。

～維持係からのお知らせ～ ☎0267-62-2308

水道料金が高くなってきたときは漏水の可能性があります。
漏水があるかどうかは簡単に確認することができます。



確認方法

まず、家の蛇口を全て閉めて、水を使っていない状態にしてください。（ボイラーやトイレ等で水が止まっていること、不凍栓が全開か全閉になっていることを確認して下さい。）

次に、水道メーターのふたを開けてパイロット（左写真）の動きをみます。

- ・パイロットが止まっている⇒宅内漏水はありません。
- ・パイロットが回っている⇒宅内漏水の可能性あります。

漏水修理は指定給水装置工事業者へご連絡ください。



水道メーターの中のパイロットの位置

～給水係からのお知らせ～ ☎0267-62-2980

給水装置工事業者の指定

以下の工事店が新たに指定となりました。

- 有限会社 青木設備 小県郡青木村大字当郷116番地1 ☎0268-49-1234



水道に関するお申込み・お問い合わせ（代表）☎ 0267-62-1290

水道料金について：料金係 ☎ 0267-62-4085 引越しについて：業務係 ☎ 0267-62-4333
 水質について ：配水係 ☎ 0267-62-4052 漏水について ：維持係 ☎ 0267-62-2308
 夜間休日は ：宿日直 ☎ 0267-62-2308 ホームページ <http://www.sakusuidou.or.jp/>

◎水道施設の被害及び仮設状況

佐久市入澤 谷川 ↓→



決壊により配水管が流失



離脱した配水管に給水管で仮設配管

佐久市常和 田子川

東御市大日向 (鹿曲川) ↓→



配水管が露出し、継手が離脱



道路の脇へ仮設配管



御八城橋欄干に設置した仮設配管

佐久穂町大日向 抜井川

佐久穂町余地 余地川



広範囲にわたり崩落し配水管も流失



広範囲に露出した耐震管

◎給水活動について



消火栓から給水栓を設置 (佐久穂町かさなり団地)



拠点給水のタンクへ補水 (佐久市常和)